

# 誓 約 書

年 月 日

御中

下関市立大学  
氏名

今般、私が貴企業・団体において実習するにあたっては、下記の事項を厳守することを誓います。

## 記

- 1 実習期間中は、大学の指導事項を遵守し、貴企業・団体の指示に従う。
- 2 実習に際しては、次の事項を遵守する。
  - (1) 貴企業・団体の名誉を毀損するような言動は行わない。
  - (2) 貴企業・団体の職務を阻害するような言動は行わない。
  - (3) 実習上知り得た貴企業・団体の機密に属するものは、一切漏洩しない。
- 3 故意または過失により貴企業・団体に対し損害を及ぼした場合は、直ちに弁償する。
- 4 実習中の貴企業・団体の責に帰さない事故、災害により私が受けた損害については、貴企業・団体に迷惑をかけることなく自己の責任において処理する。

以上、誓約します。

## PBL 実施に関する覚書

公立大学法人下関市立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、2021 年度下関市立大学PBL 実施要領に基づき2021年度に実施するPBLの取り扱いについて、次のとおり覚書を交換する。

### 1 PBL の実施

乙が作成した別添「2021年度下関市立大学 PBL 計画書（様式 1）」のとおりとする。

### 2 事故災害時の対応

甲は、実習を行う学生を学生教育研究災害保険（略称「学研災」）に加入させ、実習中及びその往復途中に生じた事故により当該学生の身体に障害を被った場合に対応する。また、甲は、当該学生を学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）に加入させ、当該学生が実習中及びその往復途中に他人を負傷させ、又は他人の財物を損壊したことにより乙が被る法律上の損害を補償する。

### 3 誓約書の提出

PBL に参加する学生は、実習に先立ち、乙に対し誓約書（様式 2）を提出する。

### 4 実習の打ち切り

誓約書に違反する行為が生じた場合、乙は、甲と協議の上、実習を打ち切ることができる。

### 5 実習により生じる経費及び収益

PBL に関連し、商品の販売等により生じる経費については乙の負担とし、収益については乙に帰属する。

### 6 大学名の使用

PBL に関連し、乙が甲の名称を広報目的で使用する場合は、甲乙協議の上、使用方法を決定する。

### 7 その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

### 8 覚書の効力

この覚書は、この覚書の交換の日から実習終了の日まで効力を有するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2021年 月 日

甲 下関市大学町二丁目 1 番 1 号  
公立大学法人下関市立大学  
理事長 山村 重彰

乙